

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.5.27 第 189 回国会第 18 号

5 月 27 日（水）、第 18 回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）

・上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

若 狹 勝君（自民）

- ・取調べの録音・録画は、現在は運用により実施されているが、その有用性及び今後の見通しについて、伺いたい。
- ・証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設について、虚偽の供述等により事件に無関係な第三者を巻き込むおそれがあるとの指摘があるが、そのような巻き込みの危険性に対してどのような配慮をしているのか、伺いたい。
- ・合意制度において、①被疑者・被告人が合意に反して虚偽の証言等をした場合の取扱い、②求刑について合意した場合に求刑の減輕の程度を明らかにするための方策、③協議の一部を弁護人なしで行うことができることとした趣旨、④合意が成立しなかった場合には協議の段階で得られた供述を証拠とすることができないこととした理由等について、伺いたい。
- ・通信傍受の合理化・効率化について、新たに導入される方式では、どのように適正性を担保しているのか、また、立会人の役割がどのようになっているのか、伺いたい。
- ・本法案の意義及び成立に向けた決意を、法務大臣に伺いたい。

國 重 徹君（公明）

- ・取調べの録音・録画制度の対象事件を一定の事件に限定することにより、自白強要等によるえん罪の防止という制度の趣旨が全うされないこととなるのではないかの指摘があるが、これに対する法務大臣の見解を伺いたい。
- ・現在、検察及び警察においては、本法案に先立ち、運用として取調べの録音・録画が行われているが、その実施状況について、法務省及び警察庁に伺いたい。
- ・取調べの適正化のためには、過去の不当な取調べについて個別に原因を分析するだけでなく、包括的に問題点を検討することが必要であると考えるが、取調べの適正化に向けた法務大臣の決意を伺いたい。